

目次

はじめに

I 独占禁止法の目的と仕組

- 1 公正で自由な競争の維持・促進……………2
- 2 建設業と独占禁止法……………3
- 3 独占禁止法の仕組……………4
 - (1) 競争を制限する行為……………5
 - (2) 競争を歪める行為……………5
- 4 公正取引委員会……………6

II 独占禁止法で禁止される行為

1 競争を制限する行為

—不当な取引制限と事業者団体による競争制限— ……8

- (1) 不当な取引制限とは……………8
- (2) 入札談合は不当な取引制限の一つ……………8
- (3) 入札談合に対する厳しい目……………10
- (4) 入札談合に該当する行為……………13
- (5) 事業者間の会合で注意すべき点……………14
- (6) 事業者団体による競争制限……………15
- (7) 入札ガイドライン……………16

ア 原則として違反となる行為(クロ)……………16

イ 違反となるおそれがある行為(グレー)……………17

ウ 原則として違反とならない行為(シロ)……………19

- (8) 入札談合との関係ではいけないこと……………20

2 競争を歪める行為

—不公正な取引方法— ……22

- (1) 独占禁止法に基づく不公正な取引方法……………22
 - ア 共同の取引拒絶(共同ボイコット)……………24
 - イ 単独の取引拒絶……………25
 - ウ 差別対価、差別取扱い……………25
 - エ 不当廉売……………25
 - オ 排他条件付取引、拘束条件付取引……………27
 - カ 優越的地位の濫用……………27

- キ 競争者に対する取引妨害……………27
- (2) 工事下請に係る規制……………28
- (3) 不公正な取引方法との関係ではいけないこと……………28

III 独占禁止法に違反すると…

- 1 行政処分等……………30
 - (1) 排除措置命令……………31
 - (2) 課徴金納付命令……………32
 - (3) 課徴金減免制度……………37
 - (4) 警告・公表等……………39
 - (5) 確約制度……………40
- 2 刑罰……………40
 - ※刑法の談合罪・公契約関係競売等妨害罪……………42
- 3 損害賠償等……………43
- 4 差止請求……………44
- 5 建設業法の監督処分……………46
- 6 入札参加停止(指名停止)……………47
- 7 その他……………48

IV 官製談合の防止

- 1 官製談合防止法の制定経緯……………50
- 2 官製談合防止法のあらまし……………51
 - (1) 入札談合等関与行為……………52
 - (2) 公正取引委員会の改善措置の要求……………53
 - (3) 発注機関が講じる改善措置……………53
 - ア 職員に対する損害賠償の請求等……………53
 - イ 職員に対する懲戒事由の調査・公表……………53
 - (4) 職員による入札等の妨害の罪……………53
- 3 公正取引委員会による改善措置要求の事例……………54

V 厳しくなった独占禁止法

- 1 続発する独占禁止法違反事件と公正取引委員会の厳しい対応……………58

[ケース1 / 旧埼玉土曜会事件].....	59	の活動に関する独占禁止法上の指針(入札ガイドライン)(平成6年公正取引委員会)(概要及び抜粋).....	111
[ケース2 / 下水道事業団発注の電気設備工事談合事件].....	60	7 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(事業者団体ガイドライン)(平成7年公正取引委員会)(概要).....	126
[ケース3 / 鋼橋上部工事談合事件].....	60	8 建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準(昭和47年公正取引委員会事務局長通達第4号).....	128
[ケース4 / 水門設備工事談合事件].....	61	9 意見聴取手続の流れ(イメージ).....	131
[ケース5 / 名古屋市地下鉄工事談合事件].....	62	10 確約手続の流れ.....	132
[ケース6 / 高知土木工事談合事件].....	62	11 独占禁止法違反被疑事件の行政調査手続の概要について(事業者向け説明資料).....	133
[ケース7 / 東京電力発注の送電工事談合事件].....	63	12 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(抜粋).....	140
[ケース8 / 北陸新幹線融雪・消雪設備工事談合事件].....	64	13 行き過ぎた地域要件の設定及び過度の分割発注について(要請)(平成11年公正取引委員会事務総局経済取引局長・建設省建設経済局長から都道府県知事あて).....	142
[ケース9 / NEXCO東日本発注の道路舗装談合事件].....	64	14 建設業者団体における会費等の徴収方法について(平成6年建設省建設経済局建設業課長・建設振興課長通達).....	143
[ケース10 / 農林水産省発注の土木工事に係る入札妨害事件].....	65	15 各国の独占禁止法違反行為に対する処分、ペナルティの概要.....	144
2 独占禁止法の制度・体制の充実・強化.....	66	16 建設業関連の入札談合事件(平成元年度以降).....	145
VI 独占禁止法の遵守のために	67	17 入札談合に関する告発事例(平成2年度以降).....	159
1 対策の必要性.....	68	18 課徴金制度の運用状況.....	162
2 独占禁止法遵守マニュアルの作成.....	68	19 企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について.....	163
3 独占禁止法の講習会の実施、参加.....	69	20 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について.....	166
4 独占禁止法違反防止のための体制づくり.....	69	21 公正取引委員会の組織・所在地・相談窓口.....	171
5 事前相談の活用.....	70		
6 企業コンプライアンス.....	71		
VII 参考資料	73		
1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抜粋)(昭和22年法律第54号).....	74		
2 令和元年の独占禁止法改正の概要.....	96		
3 課徴金減免申請手続の概要.....	104		
4 不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号).....	106		
5 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(官製談合防止法)(抜粋)(平成14年法律第101号).....	108		
6 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(入札ガイドライン)(平成6年公正取引委員会)(概要及び抜粋).....	111		

Q & A 目次

《Ⅰ 独占禁止法の目的と仕組》

Q1 建設業には独占禁止法の適用除外はないのですか。……………4

《Ⅱ 独占禁止法で禁止される行為》

Q2 公共工事は、予定価格が決められていてその範囲内で落札するのですから、談合しても「公共の利益」には反さず、不当な取引制限には当たらないのではないのですか。……………9

Q3 予定価格の積算が非常に厳しく、実損の出る公共工事について、入札参加業者間の話し合いで割り振って、公共工事の実施に協力している場合であっても、独占禁止法違反となるのですか。……………9

Q4 受注予定者やその選定方法を決定することは、「工事の質を確保するため」とか「地域での受注の均等化を図るため」にどうしても必要な場合には、許されるのですか。……………9

Q5 いわゆる「天の声」で受注予定者が決まるのは、事業者同士で決めるわけではないので、独占禁止法上問題にはならないのではないのですか。……………9

Q6 公正取引委員会は、談合情報にどのように対応するのですか。……………10

Q7 国土交通省では、談合情報にどのように対応するのですか。……………11

Q8 入札談合に参加したが、落札しなかった事業者も独占禁止法違反に問われるのですか。……………13

Q9 事業者間の会合で、入札談合の話が出た場合にはどうしたらいいですか。……………14

Q10 事業者間の会合などに出席するに当たってどのようなことに注意したらいいですか。……………14

Q11 親睦団体をつくって、親睦の場で情報交換するのはよいのですか。……………14

Q12 ○○研究会などの私的な集まりは、事業者団体に当たるのですか。……………15

Q13 入札に際して、入札ガイドライン参考例1-1-1のような受注意欲などの情報交換ができないとなると、ライバル社の動向

が全く分からないまま入札に臨まねばならないということですか。……………17

Q14 JVで組む相手を決めるときにはどのような情報活動がOKで、どのようなことがいけないのですか。……………18

Q15 事業者団体が構成事業者に安値受注の自粛を要請する行為は、入札ガイドラインで触れられていませんが、どうなるのでしょうか。……………19

Q16 事業者が施工技術などについて研究することは、入札ガイドラインで触れられていませんが、これについてはどういう扱いになるのですか。……………20

Q17 不公正な取引方法の規制に違反したときの処分やペナルティはどうなりますか。……………24

Q18 建設会社が取引拒絶に当たるとして、独占禁止法に違反することがありますか。……………25

Q19 公共工事のダンピングについての考え方はどのようになっていますか。……………26

《Ⅲ 独占禁止法に違反すると…》

Q20 事業者団体による入札談合の場合には、事業者団体には売上がないので、課徴金は徴収されないのですか。……………36

Q21 建設業・その関連業界が入札談合を行った場合、課徴金額はどのようにして算定されますか。……………36

Q22 会社の中では実際に誰が刑事罰を受けることになるのですか。……………41

Q23 刑事告発された事件の裁判は、どの裁判所で行われますか。……………42

Q24 刑法の談合罪は、公正な価格を害する目的、不正の利益を得る目的で談合した場合にだけ対象になるので、独占禁止法でも、そのような目的をもっていない談合は、違反とはならないのではないのですか。……………43

Q25 消費者団体や事業者団体も裁判所に差止請求訴訟を提起できるのですか。……………45

Q26 入札談合のようなカルテルについても、差止請求はできるのですか。……………45

